

ABOUT 涸沼

涸沼は茨城町、鉾田市、大洗町にまたがる汽水湖です。冬期には多くの水鳥が飛来する東アジア地域における重要な越冬地および中継地となっており、国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されています。

多数のスズガモの飛来（個体群の個体数1%以上）や、国内希少種のオオセッカの生息などがラムサール条約登録基準を満たしました。

涸沼の概要

湖面積 9.35km²（内5.84km²が茨城町）
平均水深 2.1m 最大水深 6.5m

涸沼と涸沼周辺の生きもの

スズガモやオオワシなど86種類の鳥類、コイ・フナ・ハゼなど100種を超える魚類、ヒヌマイトトンボをはじめとする昆虫類など多くの生きものが生息する。湖畔のヨシ原は涸沼の生きものたちを育むゆりかご。

ヒヌマイトトンボ（茨城町天然記念物）

1971年に発見された新種。体長約3cmで汽水域に生息する唯一のイトトンボ

WISE USE 涸沼

ラムサール条約登録は終着駅ではありません。今後、茨城町ではラムサール条約の目的である、湿地とそこに生息する生きものたちの保全と湿地のワイズユース（賢明な利用、即ち持続可能な利用）を実現するため、次のような施策（一部掲載）を実施していきます。

- 野鳥観察台の設置（網掛公園）
- 涸沼環境フェスティバル（涸沼自然公園にて10月予定）
- 涸沼環境学習会（年4回予定）
- 涸沼写真展



涸沼、ラムサール条約湿地登録



親沢

★ラムサール条約登録記念 涸沼の生きものたち★

（今号では鳥類を、次号に昆虫や植物を掲載します）

今まで、「里山に育むいきものたち」等で取り上げた生きものたちの中で、涸沼に関係が深いもの・よく見られるものを作者に抜粋してもらいました（括弧内は掲載号）。広報いばらきデジタルアーカイブにてご覧ください。

カイツブリ (H1.10.20)	カワウ (H11.5.1)	ミスゴ (H17.10.1)	キビタキ (H23.8.1)
モズ (H1.11.20)	ウグイス (H11.6.1)	オオハクチョウ (H18.5.1)	コハクチョウ (H24.5.1)
ノスリ (H1.12.10)	オオタカ (H11.12.1)	ツバメチドリ (H20.10.1)	コサギ (H24.7.1)
ミコアイサ (H1.2.20)	オシドリ (H12.1.1)	ムクドリ (H20.11.1)	トモエガモ (H25.5.1)
ダイサギ (H1.6.20)	タゲリ (H12.3.1)	フクロウ (H22.1.1)	セグロセキレイ (H25.7.1)
ヒバリ (H1.7.20)	カワセミ (H14.6.1)	山雀(ヤマガラ) (H22.2.1)	キセキレイ (H25.8.1)
バン (H1.9.20)	ヨシゴイ (H14.10.1)	チュウヒ (H22.3.1)	カイツブリ (H26.5.1)
オナガ (H2.2.20)	セイタカシギ(H14.11.1)	カケス (H22.4.1)	キクイタダキ(H26.6.1)
カンムリカイツブリ (H2.3.20)	コアジサシ (H14.8.1)	スズメ (H23.6.1)	ハジロカイツブリ (H26.7.1)
シジュウカラ (H2.6.20)	アマサギ (H14.9.1)		スズガモ (H27.5.1)
チュウサギ (H11.4.1)	マヒワ (H15.3.1)		
	オオワシ (H15.4.1)		

- ①広報いばらきデジタルアーカイブホームページを開いてください
<http://www.town.ibaraki.lg.jp/DigitalArchive/SearchDigitalArchive/index>
- ②検索条件の「キーワード」に「ご覧になりたい生きもの名前」を入力してください。
- ③検索結果が表示されるので、該当する号を選んでください。
- ④詳細欄に各ページが表示されるので、☆マークがついたページを開いてください。
（ご注意） ・キーワードによっては複数ヒットする場合があります。掲載号で見分けてください。
・内容は掲載当時のものです。現況と違う場合があります。



ラムサール条約湿地登録
5月29日（日本時間）、涸沼をはじめとした日本の4か所の湿地がラムサール条約湿地に登録されました。続いて6月3日、ウルグアイで開催されたラムサール条約第12回締約国会議（COP12）において、条約事務局より登録認定証が授与されました。

この登録により、日本のラムサール条約湿地数は50か所となります。

ラムサール条約とは
湿地の保全と賢明な利用を推進することを目的とした国際条約です。1971年、イランのラムサールで開かれた国際会議で採択されたことからラムサール条約と呼ばれています。

登録の要件
1. 国際的に重要な湿地であること
2. 国の法律により将来にわたって自然環境の保全が図られること
3. 地元の自治体等が登録に賛成していること

ラムサール条約3つの柱
ラムサール条約は、湿地の「保全・再生」「ワイズユース（賢明な利用）」、そしてこれらを支え、促進する



る「交流・学習」を3つの柱としています。

● **保全・再生**
水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える貴重な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

● **賢明な利用**
ラムサール条約では、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用を提唱しています。賢明な利用とは、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用していくことです。

● **交流・学習**
ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報の交換、教育、参加などを進めることを決めています。